

災害時に要援護者の受入れ先として民間社会福祉施設を
使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模な風水害や地震等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、長久手市（以下「甲」という。）が、株式会社ダンディライオン（以下「乙」という。）に対し、避難者の受入れ先として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要援護者」とは、長久手市災害時要援護者支援要綱第2条に規定する者のうち、介護施設等の入所基準に該当する者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、住宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

名称 有料老人ホームそら

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 甲及び乙は、避難が必要な要援護者の施設への移送について、相互に協力調整のうえ、迅速安全に行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

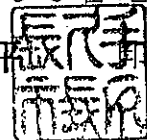
第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じた時には、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するために、この協定書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自その1通を所持する。

平成 25 年 3 月 7 日

(甲) 長久手市岩作城の内60番地1

長久手市長 吉田一平



(乙)

〒480-1112

愛知県長久手市砂子901番地1

株式会社タンデムライオン

代表取締役 服部信江

